

2 農村第 6 2 8 号
平成 2 2 年 6 月 1 6 日農林水産省農村振興局長 様
(地方農政局長経由)

京都府知事 山田 啓二



京都府における特認基準の変更について (提出)

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第3の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

1 特認基準

(1) 必要性

本府では、8法地域以外においても、自然的・社会的・経済的条件が不利な地域があることから、一定の基準(特認基準)を次のとおり定め、中山間地域等直接支払制度の対象地域・対象農地としたい。

(2) 変更の理由

現行の特認基準の各市町村における農用地区域の5%の上限について、府内市町村の中には、農用地区域の減少により、取組希望地域が5%を超える場合も生じる。

厳しい条件を抱えながら取り組む意志を持つ地域に対しては、積極的な支援を行なって行く必要があることから、当該上限を撤廃することとしたい。

(3) 特認基準

別紙のとおり

2 農業生産条件の不利性を示すデータ

—

3 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ

—



別紙

京都府における特認基準について

1 特認基準

8法地域以外においても、自然的・社会的・経済的条件が不利な地域があることから、一定の基準（特認基準）を次のとおり定め、中山間地域等直接支払制度の対象地域・対象農地とする。

8法地域以外の農地であって、次の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす地域の中で(4)の要件を満たす農地であること。

- (1) 8法地域に地理的に接する地域の農地（地域区分は旧市町村単位未満の規模とする。）
- (2) 農林統計上の中山間地域（農林統計に用いる地域区分の改訂について（平成20年6月16日付け20統計第188号）の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。）
- (3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たすこと
 - ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上
 - イ DID（人口集中地区）からの距離が30分以上
 - ウ 人口の減少率（平成12年～17年）が3.5%以上でかつ、人口密度150人/k㎡未満であること
- (4) 次のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと
 - ア 傾斜農地（田1/100以上、畑8度以上）
 - イ 自然条件により小区画・不整形な水田
 - ウ 高齢化率（65歳以上の農業従事者が40%以上）・耕作放棄率（田で8%以上、畑で15%以上）の高い農地

特認基準新旧対照表

新	旧
<p>I 特認基準 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農林統計上の中山間地域(農林統計に用いる地域区分の改訂について(平成20年6月16日付け20統計第188号)の3の(2.)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。)</p> <p>(3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たすこと</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 人口の減少率(平成12年～17年)が3.5%以上でかつ、人口密度150人/km²未満であること</p> <p>(4) 次のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと</p> <p>ア 傾斜農地(田1/100以上、畑8度以上)</p> <p>イ 自然条件により小区画・不整形な水田</p> <p>ウ 高齢化率(65歳以上の農業従事者が40%以上)・耕作放棄率(田で8%以上、畑で15%以上)の高い農地</p>	<p>I 特認基準</p> <p>8法地域以外においても、自然的・社会的・経済的条件が不利な地域があることから、一定の基準(特認基準)を次のとおり定め、中山間地域等直接支払制度の対象地域・対象農地とする。</p> <p>8法地域以外の農地であって、次の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす地域の中で(4)の要件を満たす農地であること。</p> <p>(1) 8法地域に地理的に接する地域の農地(地域区分は旧市町村単位未満の規模とする。)</p> <p>(2) 農林統計上の中山間地域(農林統計に用いる地域区分の改訂について(平成13年11月30日付け13統計第956号)の3の(2.)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。)</p> <p>(3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たすこと</p> <p>ア 農業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上</p> <p>イ DID(人口集中地区)からの距離が30分以上</p> <p>ウ 人口の減少率(平成7年～12年)が3.5%以上でかつ、人口密度150人/km²未満であること</p> <p>(4) 各市町村における農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に定める農用地区域をいう。)の5%を上限とする次のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと</p> <p>ア 傾斜農地(田1/100以上、畑8度以上)</p> <p>イ 自然条件により小区画・不整形な水田</p> <p>ウ 高齢化率(65歳以上の農業従事者が40%以上)・耕作放棄率(田で8%以上、畑で15%以上)の高い農地</p>

(参考様式第1号)



総農 第1130号
平成22年6月14日

農林水産省農村振興局長 殿
(近畿農政局長経由)

兵庫県知事



兵庫県における特認基準の変更について (提出)

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第3の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

1 特認基準

(1) 必要性

8法(本県の場合4法)指定地域以外にも自然的・経済的・社会的条件が不利な地域があり、取組希望もあることから、第2期に引き続いて特認基準を設定する。

なお、第2期対策において取り組んできた地域で農林統計の地域類型区分により対象外となる地域があるが、引き続き厳しい状況であるため、支援する必要があることから経過措置を実施する。

(2) 特認基準(案)

別紙1のとおり

2 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ

別紙2のとおり



特認基準（案）

4法指定地域外において、1の(1)から(4)までのいずれかの要件を満たす地域のうち2の要件を満たす農用地を対象とする。

なお、(4)については第3期（平成22年度～平成26年度）の期間に限る。

1 対象地域

- (1) 4法指定地域に地理的に接する農地（地域区分はセンサス集落単位とする）
- (2) 農林統計上の中間・山間農業地域（地域区分は旧市町村単位とする。）
- (3) 三大都市圏の既成市街地に該当せず、次のアからウまでの要件を満たす地域
 - ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上
 - イ DIDからの距離が30分以上
 - ウ 人口の減少率（平成12年～17年）が3.5%以上で、かつ人口密度が150人/km²未満
- (4) 第2期（平成17年度～平成21年度）において(1)～(3)により対象となっていた地域で協定締結していた農地（ただし、平成21年度共同取組活動への充当実績が90%以上であった地域に限る。）

2 対象農地

急傾斜農地（田：1/20以上、畑15度以上）

特認基準新旧対照表

新	旧
<p>4法指定地域外において、1の(1)から(4)までのいずれかの要件を満たす地域のうち2の要件を満たす農用地を対象とする。</p> <p>なお、(4)については第3期(平成22年度～平成26年度)の期間に限る。</p> <p>1 対象地域</p> <p>(1) 4法指定地域に地理的に接する農地(地域区分はセンサス集落単位とする)</p> <p>(2) 農林統計上の中間・山間農業地域(地域区分は旧市町村単位とする。)</p> <p>(3) 三大都市圏の既成市街地に該当せず、次のアからウまでの要件を満たす地域</p> <p>ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上</p> <p>イ D I Dからの距離が30分以上</p> <p>ウ 人口の減少率(平成12年～17年)が3.5%以上で、かつ人口密度が150人/k㎡未満</p> <p>(4) 第2期(平成17年度～平成21年度)において(1)～(3)により対象となっていた地域で協定締結していた農地(ただし、平成21年度共同取組活動への充当実績が90%以上であった地域に限る。)</p> <p>2 略</p>	<p>4法指定地域外において、1の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす地域のうち2の要件を満たす農用地を対象とする。</p> <p>1 対象地域</p> <p>(1) 4法指定地域に地理的に接する農地(地域区分はセンサス集落単位とする)</p> <p>(2) 農林統計上の中間・山間農業地域(地域区分は旧市町村単位とする。)</p> <p>(3) 三大都市圏の既成市街地に該当せず、次のアからウまでの要件を満たす地域</p> <p>ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上</p> <p>イ D I Dからの距離が30分以上</p> <p>ウ 人口の減少率(平成7年～12年)が3.5%以上で、かつ人口密度が150人/k㎡未満</p> <p>2 対象農地 急傾斜農地(田:1/20以上、畑15度以上)</p>

■ 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ

指標	県	4法指定地域 (第2期実施 集落)	現特認地域 (第2期実施 集落)	三木市 (旧三木市)	三木市※ (吉川町含む)	口吉川 (旧村単位)	口吉川 (実施集落)	備考
①総面積(km ²)	8394.92	5342	84.51	120.13	176.58	18.65	14.02	2005農林業センサス (都道府県別統計農山村地域調査)
②林野面積(ha)	562,626	428,397	4,836	4,863	7,380	795	627	2005農林業センサス (都道府県別統計農山村地域調査)
③耕地面積(ha)	77,300	33,519	1,305	1,884	3,150	377	287	H17農林水産関係市町村別データ(年産) 2005農林業センサス (都道府県別統計農山村地域調査)等
④人口	5,590,601	551,452	13,509	75,087	84,361	1,988	1,440	H17国勢調査
⑤高齢者人口(65歳以上)	1,108,564	147,703	3,733	15,856	18,103	561	405	H17国勢調査
⑥人口(15歳以上)	4,796,716	474,667	10,612	65,359	73,135	1780	909	H17国勢調査
⑦農業従事者数	180,730	79,961	3,560	5,023	7,600	894	639	2005農林業センサス (都道府県別統計農林業経営体調査)
⑧林業従事者数	15,815	11,597	63	11	15	2	2	2005農林業センサス (近畿農政局確認)
⑨農業従事者(65歳以上)	67,466	33,064	1,256	1,593	2,433	287	214	
林野率(②/①)	67.0%	80.2%	57.2%	40.5%	41.8%	42.6%	44.7%	
人口密度 (人/km ²)	666	103	160	625	478	107	103	
人口増減率(12年~17年)	0.7	-2.8	-3.0	-2.1	-2.0	-9.9	-10.2	
高齢化率(⑤/④)	19.8%	26.8%	27.6%	21.1%	21.5%	28.2%	28.1%	
農業従事者高齢化率(⑦/⑥)	37.3%	41.4%	35.3%	31.7%	32.0%	32.1%	33.5%	
農業従事者割合 [(⑦+⑧)/⑥]	4.1%	19.3%	34.1%	7.7%	10.4%	50.3%	70.5%	
農林地率[(②+③)/①]	76.2%	86.5%	72.7%	56.2%	59.6%	62.8%	65.2%	
DiD						15分~30分	15分~30分	2005センサス

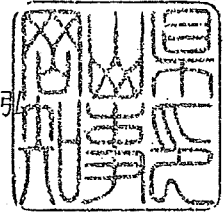
■ 共同取組活動への充当状況

	兵庫県全体	現特認基準	口吉川地区
交付総額(円)	858,092,874	40,114,717	10,100,517
共同取組活動充当額(円)	496,451,380	34,215,400	9,638,191
共同取組活動充当率	57.9%	85.3%	95.4%

農 振 第 199 号
平成22年 6月 3日

農林水産省農村振興局長 殿
(中国四国農政局長経由)

岡山県知事 石 井 正 弘



岡山県における中山間地域等直接支払制度に係る特認基準について

中山間地域等直接支払制度における平成22年度以降の特認基準について、別添のとおり提出します。

なお、特認基準の設定の考え方については、変更ないことを申し添えます。



岡山県における知事が定める特認基準（第3期対策）

1 8法指定地域内

特認基準を定めない。

2 8法指定地域外

(1) 地域基準

国のガイドラインのうち2要件（A・B）のいずれかに該当する地域

A：8法地域に地理的に接する農用地

B：農林統計上の中山間地域

（農林統計に用いる地域区分の改訂について（平成20年6月16日付け20統計第188号）の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村とする。）

(2) 農用地基準

急傾斜農用地とする。（田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地15度以上）

岡山県における特認基準について(2期・3期対照表)

第3期対策 (平成22～26年度)	第2期対策 (平成17～21年度)
<p>1 8法指定地域内 特認基準を定めない。</p> <p>2 8法指定地域外 (1) 地域基準 国のガイドラインのうち2要件(A・B)のいずれかにか 該当する地域 A：8法地域に地理的に接する農用地 B：農林統計上の中山間地域 (農林統計に用いる地域区分の改訂について(平成20年6月16日付け20統計第188号)の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」または「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村とする。)</p> <p>(2) 農用地基準 急傾斜農用地とする。 (田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地15度以上)</p>	<p>1 8法指定地域内 特認基準に含めない。</p> <p>2 8法指定地域外 (1) 地域基準 次の国のガイドラインの3要件(A・B・C)のいずれかにか該当する地域 A：8法地域に地理的に接する農用地 B：農林統計上の中山間地域 (農林統計に用いる地域区分の改訂について(平成13年11月30日付け13統計第956号)の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」または「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村とする。) C：次のアからウまでの要件を全て満たすこと ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上 イ DID(人口集中地区)からの距離が30分以上 ウ 人口の減少率(平成7～12年)が3.5%以上で、かつ、人口密度150人/km²未満であること</p> <p>(2) 農用地基準 急傾斜農用地とする。 (田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地15度以上)</p>

農 経 第 1 2 号
平成 2 2 年 6 月 9 日

農林水産省農村振興局長 様
(中国四国農政局長経由)

広 島 県 知 事
〒730-8511 広島市中区基町10-52
農業経営課



広島県における特認基準の変更について (提出)

このことについて、特認基準を変更したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第3の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

1 特認基準

(1) 必要性

国の基準により対象とならない農用地のうち、自然的・経済的・社会条件が5法指定地域に準ずる地域の中にあつて、農業生産条件の不利な農用地については、その農業生産条件の不利性を直接補正する観点から、県特認基準を設ける必要がある。

(2) 特認基準

別紙1のとおり

(3) 特認基準設定の理由

別紙2のとおり



中山間地域等直接支払事業に係る広島県特認基準

特定農山村法，山村振興法，過疎法，半島振興法，離島振興法に基づく指定地域以外の農用地について，中山間地域等直接支払事業に係る特認基準を次のとおり設定する。

5法地域以外の農用地にあって，a又はbの要件を満たす地域の中でcの要件を満たす農用地であること。

- a 5法地域に地理的に接する農用地
 - ア 旧市町村（昭和25年2月1日現在）よりも狭い範囲において，5法地域と接している地域内の農用地
 - イ アの農用地と一体的に協定締結を行うことにより保全が図られる農用地（ただし，当該農用地面積はアの農用地面積の1/2未満とする。）

- b 農林統計上の中山間地域
 - ア 平成20年度に見直された農林統計に用いる地域区分における農業地域類型区分のうち，旧市町村単位で中間農業地域または山間農業地域に区分されている地域
 - イ アの地域の農用地と一体的に協定締結を行うことにより保全が図られる農用地（ただし，当該農用地面積はアの農用地面積の1/2未満とする。）

- c 次のいずれかの要件を満たす農用地
 - ア 急傾斜農用地（傾斜度が田で1/20以上，畑で15度以上の農用地）
 - イ 自然条件により小区画・不整形な田

特認基準設定の理由

1 地域性の要件について

- ① 「5法地域に地理的に接する農用地」については、5法地域内農用地と同様の農業生産条件であるため、その不利性を是正する観点から、対象にすべきと考えられること
- ② 「農林統計上の中山間地域(旧市町村単位)」については、林野率、農林地率、農林業従事者率等から、自然的・経済的・社会条件が5法指定地域に準ずると考えられること
- ③ 「①及び②の地域の農用地と一体的に協定締結を行うことにより保全が図られる農用地」については、営農上の一体性要件が廃止され、1ha未滿の飛び地も交付対象となるよう制度改正されたため、①及び②の地域の農用地面積を超えない範囲(1/2未滿)で、協定締結により保全される農用地として対象とすべきと考えられること

2 農用地の不利性の要件について

次の理由から、5法内地域において全国的に対象となる農用地基準である「急傾斜」及び「自然条件により小区画・不整形な田」に限定する。

- ① 草地率の高い地域の草地については、本県に該当がない。
- ② 緩傾斜農用地を対象とした場合、特認の面積枠を超えることが予想される。
- ③ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地を対象とすることについては、市町の要望がない。

中山間地域等直接支払事業に係る広島県特認基準の新旧対照表

改正案	現行
<p>中山間地域等直接支払事業に係る広島県特認基準</p> <p>特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法に基づく指定地域以外の農用地について、中山間地域等直接支払事業に係る特認基準を次のとおり設定する。</p> <p>5法地域以外の農用地にあって、a又はbの要件を満たす地域の中でcの要件を満たす農用地であること。</p> <p>a 5法地域に地理的に接する農用地</p> <p>ア 旧市町村（昭和25年2月1日現在）よりも狭い範囲において、5法地域と接している地域の農用地</p> <p>イ アの農用地と一体的に施設整備を行うことにより保金が図られる農用地（ただし、当該農用地面積はアの農用地面積の1/2未満とする。）</p> <p>b 農林統計上の中山間地域</p> <p>ア 平成20年度に見直された農林統計に用いる地域区分における農業地域類型区分のうち、旧市町村単位で中間農業地域または山間農業地域に区分されている地域</p> <p>イ アの地域の農用地と一体的に施設整備を行うことにより保金が図られる農用地（ただし、当該農用地面積はアの農用地面積の1/2未満とする。）</p> <p>c 次のいずれかの要件を満たす農用地</p> <p>ア 急傾斜農用地（傾斜度が田で1/20以上、畑で15度以上の農用地）</p> <p>イ 自然条件により小区画・不整形な田</p>	<p>中山間地域等直接支払事業に係る広島県特認基準</p> <p>特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法に基づく指定地域以外の農地について、中山間地域等直接支払事業に係る特認基準を次のとおり設定する。</p> <p>8法地域以外の農地にあって、a又はbの要件を満たす地域の中でcの要件を満たす農地であること。</p> <p>a 8法地域に地理的に接する農地</p> <p>旧市町村よりも狭い範囲において、8法地域内と境界を接し、地形条件が連続している地域にある農地</p> <p>この場合、地形条件が連続している地域にある農地とは、農地が8法地域内農地と連担している場合や8法地域内農地と同じ山に位置している場合等をいう。</p> <p>b 農林統計上の中山間地域</p> <p>平成12年世界農林センサスにおける農業地域類型区分のうち、旧市町村単位で中間農業地域又は山間農業地域に区分されている地域</p> <p>c 次のいずれかの要件を満たす農地</p> <p>ア 急傾斜農地（傾斜度が田で1/20以上、畑で15度以上の農地）</p> <p>イ 自然条件により小区画・不整形な田</p>

重兼・貞重集落の農家数・高齢化率推移

(単位:戸,人,%)

	総農家数			販売農家数			高齢化率			世帯員男女計			世帯員65歳以上		
	2000年	2005年	2010年	2000年	2005年	2010年	2000年	2005年	2010年	2000年	2005年	2010年	2000年	2005年	2010年
	重兼1(東高屋村)	4	5	4	2	1	1	46.7	25.0	25.0	15	4	4	7	1
重兼2(東高屋村)	5	4	4	4	3	3	35.0	44.4	57.1	20	9	7	7	4	4
重兼集落計	9	9	8	6	4	4	40.0	38.5	45.5	35	13	11	14	5	5
貞重畑(東高屋村)	46	24	23	42	16	2	31.5	43.1	50.0	181	58	36	57	25	18

※ 2010年のデータは東広島市独自調査(H22.3月調査)

【参考データ】(2005年センサスから)

(単位:人,%)

	高齢化率		世帯員男女計		世帯員65歳以上	
	2005年		2005年		2005年	
広島県	37.8		151,608		57,326	
広島県(中山間地域等)	38.1		125,261		47,719	

重兼・貞重集落における高齢化率は、広島県の中山間地域等の高齢化率より高く、社会的条件の不利地域と判断する。

中山間地域等直接支払事業(第3期対策)対象区域図

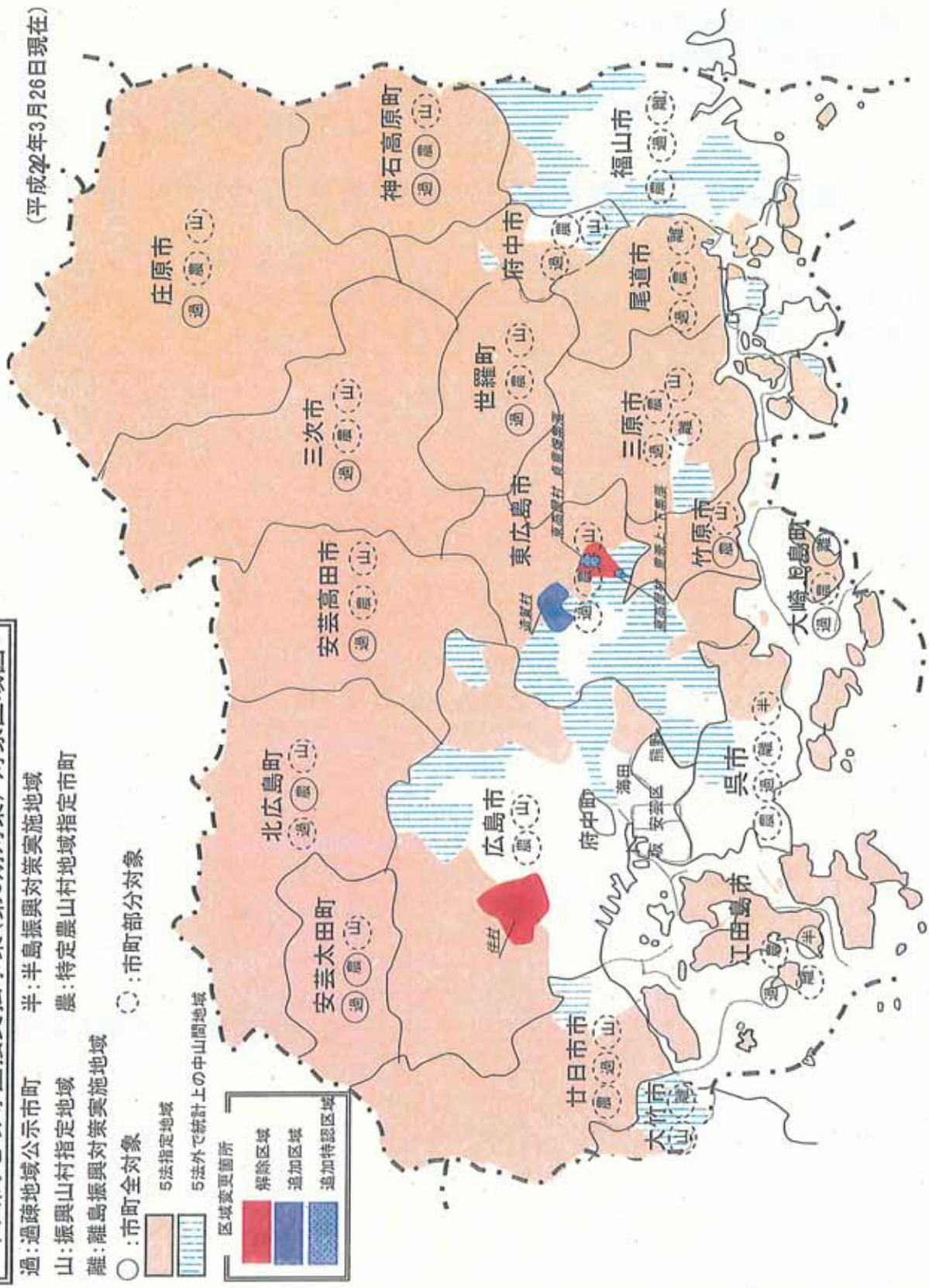
(平成22年3月26日現在)

過: 過疎地域公示市町
 山: 振興山村指定地域
 離: 離島振興対策実施地域

半: 半島振興対策実施地域
 農: 特定農山村地域指定市町

○: 市町全対象
 5法指定地域
 5法外で統計上の中山間地域

区域変更箇所
 解除区域
 追加区域
 追加特認区域





生産支 378 号
平成22年6月3日

農林水産省農村振興局長 様
(九州農政局長経由)

佐賀県知事 古川 康



佐賀県における特認基準の制定(変更)について (提出)

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第3の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

別紙のとおり

(担当課 生産者支援課)



(別紙)

1 特認基準

(1) 特認基準

(地域の基準)

I 「特認地域」は、地域振興立法の指定地域（以下「法指定地域」という。）以外であって、次に掲げる①又は②のいずれかを満たす地域とする。

- ① 農林統計上で、中間農業地域又は山間農業地域に区分される旧市町村
- ② 傾斜農用地（田1/100以上、畑等8度以上）を有し、法指定地域（含む県外）と山で接する旧市町村（法指定地域と自然条件が連続する集落に限定する）

(適用する農用地)

II 「特認地域」で適用する農用地は、次に掲げる①又は②のいずれかを満たす農用地とする

- ① 急傾斜農用地（田1/20以上、畑等15度以上）
- ② 次のアからウまでのいずれかを満たす緩傾斜農用地（田1/100以上、畑等8度以上）
 - ア 急傾斜農用地と連担している場合
 - イ 高齢化率及び耕作放棄率が高い場合
（高齢化率：30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑等10%以上）
 - ウ 緩傾斜畑が急傾斜田に混在する場合

(2) 特認の必要性

本県では、20市町村のうち15市町村（一部指定を含む）が8法指定地域内にあるが、8法指定外にあっても、自然的・経済的・社会条件が不利な地域があり、このような地域では、耕作放棄の発生が懸念されることから、特認地域を設定する必要がある。

(3) 特認基準を設定する理由

上記(2)の特認の必要性を鑑み、引き続き特認基準を設定する必要があるため。

特認基準の変更(案)

変 更 (案)	現 行
<p>(地域の基準)</p> <p>I 「特認地域」は、地域振興立法の指定地域(以下「法指定地域」という。)以外であって、次に掲げる①又は②のいずれかを満たす地域とする。</p> <p>① 農林統計上で、中間農業地域又は山間農業地域に区分される旧市町村</p> <p>② 傾斜農用地(田 1/100 以上、畑等 8 度以上)を有し、法指定地域(含む県外)と山で接する旧市町村(法指定地域と自然条件が連続する集落に限定する)</p> <p>【削除】</p>	<p>(地域の基準)</p> <p>I 「特認地域」は、地域振興立法の指定地域(以下「法指定地域」という。)以外であって、次に掲げる①、②、又は③のいずれかを満たす地域とする。</p> <p>① 農林統計上で、中間農業地域又は山間農業地域に区分される旧市町村</p> <p>② 傾斜農用地(田 1/100 以上、畑等 8 度以上)を有し、法指定地域(含む県外)と山で接する旧市町村(法指定地域と自然条件が連続する集落に限定する)</p> <p>③ ①および②以外の地域で、「過疎地域自立促進特別措置法」附則第 5 条第 1 項に規定する特定市町村内にあって、次の要件を満たす地域(センサス集落)</p> <p>ア 農業従事者割合が県平均(16.2%)以上で、農業への依存度が高い旧市町村内にある地域</p> <p>イ D I D 地区(人口集中地区)を含まない地域</p> <p>ウ 人口減少率が 3.5%以上の旧市町村内にある地域</p>
<p>(適用する農用地)</p> <p>II 「特認地域」で適用する農用地は、次に掲げる①又は②のいずれかを満たす農用地とする</p> <p>① 急傾斜農用地(田 1/20 以上、畑等 15 度以上)</p> <p>② 次のアからウまでのいずれかを満たす緩傾斜農用地(田 1/100 以上、畑等 8 度以上)</p> <p>ア 急傾斜農用地と連担している場合</p> <p>イ 高齢化率及び耕作放棄率が高い場合 (高齢化率: 30%以上、耕作放棄率: 田 5%以上、畑等 10%以上)</p> <p>ウ 緩傾斜畑が急傾斜田に混在する場合</p>	<p>(適用する農用地)</p> <p>II 「特認地域」で適用する農用地は、次に掲げる①又は②のいずれかを満たす農用地とする</p> <p>① 急傾斜農用地(田 1/20 以上、畑等 15 度以上)</p> <p>② 次のアからウまでのいずれかを満たす緩傾斜農用地(田 1/100 以上、畑等 8 度以上)</p> <p>ア 急傾斜農用地と連担している場合</p> <p>イ 高齢化率及び耕作放棄率が高い場合 (高齢化率: 30%以上、耕作放棄率: 田 5%以上、畑等 10%以上)</p> <p>ウ 緩傾斜畑が急傾斜田に混在する場合</p>

(参考様式第1号)

農政第290号
平成22年6月10日

農林水産省農村振興局長 殿
(地方農政局長経由)

熊本県知事 蒲島 郁夫



熊本県における特認基準の制定(変更)について (提出)

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第3の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

- 1 特認基準
別紙1のとおり
- 2 農業生産条件及び自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ
別紙2のとおり

22九整第790号



(別紙1)

1 特認基準を変更する理由及び必要性

熊本県においては、8法内地域と同様に耕作放棄地の発生の懸念の大きい自然的・社会的・経済的不利、生産条件が不利な8法地域以外地域に対し、国のガイドラインを踏まえ、平成12年度より特認基準を次のとおり設定し、集落による取組を支援してきた。

- 8法内特認
特認は設けない。
- 8法外特認
国のガイドラインを踏まえて次のとおりとする。

対 象 地 域	対 象 農 用 地
次のいずれかに該当する地域 a 8法地域に地理的に接する農地 b 農林統計上の中山間地域 (中間農業地域または山間農業地域)	急傾斜農地 (田：1/20以上、畑：15度以上) ただし、交付金の支給対象農地と営農上一体的な管理が必要な農地も国のガイドラインの範囲内で対象とする。

しかし、平成20年6月16日の農林統計に用いる地域区分の改正に伴い、一部地域が特認指定地域から外れることとなった。

これらの地域では、高齢化が進行するとともに、5法地域と同等以上の農業生産条件の不利性があり、また制度を前提とした農村維持システムが定着していることから、制度が活用できない場合には、耕作放棄地の発生による多面的機能の低下や集落機能の著しい低下が懸念される。

このため、これらの地域を引き続き特認指定地域とすることにより、耕作放棄地の発生防止を図るとともに、これまでの取組を生かし、自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた取組を積極的に推進する必要がある。

2 特認基準

- 8 法内特認
特認は設けない。
- 8 法外特認
次のとおりとする。

対 象 地 域
次のいずれかに該当する地域
a 8 法地域に地理的に接する農地
b 農林統計上の中山間地域 (中間農業地域または山間農業域)
c 傾斜地等の農地等における多面的機能を確保する必要性は高いが、農業生産条件が不利で、耕作放棄地の発生の懸念が大きい、と市町村長が認める地域で、次の(a)～(c)の要件を全て満たす地域 (a) 農業従事者割合が10%以上または、農業従事者の減少率が県平均以上の地域(旧市町村) (b) DIDを含まない地域(旧市町村) (c) 前対策で特認地域に指定されていた地域(旧市町村)

対 象 農 用 地
急傾斜農地 (田：1/20以上、畑：15度以上)
ただし、交付金の支給対象農地と営農上一体的な管理が必要な農地も国のガイドラインの範囲内で対象とする。

(補足説明)

対象地域の a 「8 法地域に地理的に接する農地」とは、8 法地域内の交付金支給対象農地と連担している一団の農地で、8 法内側農地と営農上一体的な管理が必要な農地をいう。

(別紙2) 農業生産条件及び自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ

○農業従事者割合は、熊本県全体平均よりかなり高くなっており、5法地域と同様、農業が地域における重要な経済活動を担っている。

○一方で高齢化の進展等による農業従事者の減少が急激に進んできており、農村地域の維持のため、これまで以上に支援が必要となっている。

①農業従事者割合(※1)

(H17現在)

	農業従事者数	15歳以上の人口	農業従事者割合
熊本県	153,986	1,576,369	9.8%
5法地域	87,548	538,480	16.3%
河内町(熊本市)	1,614	4,468	36.1%
芳野村(熊本市)	832	1,980	42.0%
清泉村2-2(菊池市)	73	234	31.2%
豊野村(宇城市)	955	4,259	22.4%
宮原町(氷川町)	321	3,987	8.1%
木上村(錦町)	752	2,698	27.9%

②農業従事者数の減少率(※2)

	① 2000	② 2005	減少率
熊本県	184,954	153,986	16.7%
5法地域	101,755	87,548	14.0%
河内町(熊本市)	1,760	1,614	8.3%
芳野村(熊本市)	958	832	13.2%
清泉村2-2(菊池市)	76	73	3.9%
豊野村(宇城市)	1,168	955	18.2%
宮原町(氷川町)	402	321	20.1%
木上村(錦町)	888	752	15.3%

【参考】高齢化率(※3)

(H17現在)

	65歳以上の人口	総人口	高齢化率
熊本県	437,244	1,842,233	23.7%
5法地域	184,074	623,108	29.5%
河内町(熊本市)	1,638	5,024	32.6%
芳野村(熊本市)	715	2,237	32.0%
清泉村2-2(菊池市)	71	270	26.3%
豊野村(宇城市)	1,470	4,861	30.2%
宮原町(氷川町)	1,343	4,567	29.4%
木上村(錦町)	793	3,207	24.7%

(※1) (当該旧市町村の区域に係る農業従事者数) ÷ (当該旧市町村の区域に係る15歳以上の人口) × 100(%)
農業従事者数 = 自営農業に従事した世帯員数(15歳以上、年間1日以上従事)

(※2) (2000年の農業従事者数 - 2005年の農業従事者数) ÷ (2000年の農業従事者数) × 100(%)により算出

(※3) (当該旧市町村の区域に係る65歳以上の人口) ÷ (当該旧市町村の区域に係る総人口) × 100(%)により算出